

享保期愁訴関係小史料二点

後藤重巳

解題

〔一〕「古日記覚帳」

日田郡森領十一ヶ村愁訴事件

日田市郷土史料の『諸家日記』(三)の享保十・十一年の条に、

(享保十年)一月十四日、有田百姓十一ヶ村七百人余、当町御役所へ、そせうに出、川原へ昼夜居ル、是ハ来留島様御仕置稠敷存也、玖珠郡古後郷五ヶ村、高五千五百石の所、百姓是も不残森ヘ詰ル、徳納清助・黒瀬市之丞、兩人御逗留にて御相談、百姓願申候ハ、第一新規の茶桔運上其外四十五ヶ条より六十ヶ条迄書出し願ふ内、十六ヶ条叶ふ、

同二十日、百姓皆々帰宅仰付らるる、右茶桔運上くわた候久留与左衛門、是ハ森ニテ黒瀬彦兵衛と申人、三万切、手をおおせ家中人預ケラる、百姓は悦び帰ル、古後郷も同前也、前代見聞ママの大乱なり、米留島帶刀様ハ御上りにて、御留主也、

九月朔日、上城内庄屋へ有田郷の百姓十一ヶ村より、残らすつめ、右公儀より御免し成るるヶ条、其しるしもな

く、それ故あいつめ願ひ、又右の通り叶ひ申、八日ニ皆々帰宅仕ル、

(享保十一年四月)七日、玖珠郡森領、あやかき村百姓二十五人、当役所御門に詰めそせうし、御取あけなき故、十三人渡里村長善寺へ走り込、大超寺へはしりこむ、十二人は大超寺森へ行御こひ請あふ、右は田地の公事にて御さいけふを受、其上にてかけ落致す故追放、

なる記述が見られる^①。

享保十年(一七二五)春、豊後森藩領日田郡有田郷十一ヶ村の百姓七百人余が、自藩に諸種の請願をしたもの、これが取り上げにならなかつたために、日田役所付きの村を介して、日田役所から自藩に圧力を掛けるべく行動を起こしたもので、その概略を語るのが、以上の日記記事である。

この十年二月の、いわゆる「愁訴」に関わる一次的史料は、残念ながら管見しない。森藩の藩政史関係史料は極端に少なく、特に、中期以前の藩政史料は皆無に近い。

ここに紹介する「古日記覚帳」は、収集経緯は異なるものの、本学が所蔵する「日田郡五馬市村文書」の中に含まれる一点であるが、本来的には異質の混入的史料と思われる。

「古日記覚帳」は、縦二十四センチ・横十九センチ、表裏表紙とも十九葉の綴帳で、表紙中央に「古日記覚帳」、左下部に「高倉寿三郎」と記す。

最終葉には、

右、此壱通願書一切之書付写、長小野村肝煎本ニ有之候ヲ、一寸と見當申候ニ付、写置申候、以上、
とあり、日付は「文化二年丑之正月吉日」とし、高倉寿三郎定信と署名、花押される。

「長小野村」は、日田郡に属し、森藩領十一ヶ村に含まれ、日田郡最北の村で、下毛郡に接する。
筆者の「高倉寿三郎」については、未だ考証を得ていない。

〔二〕「池田喜八郎様御支配時分、享保年中、五馬市村高願一件願書」二通

享保十三年（一七二八）二月の日付を持つこの二点の文書は、日田郡五馬市村文書中に含まれる一紙文書である。

本文書は、「弘化五年二月、宇土久兵衛方え有之を写」と題する包紙に包まれるが、写者の名は明記されない。恐らく五馬市村庄屋（当期は信作）の写筆によるものであろうか。

既に指摘されているように、幕府による享保改革では、年貢の増徴が至上化され西国郡代（日田代官）支配下の諸村においても、それは例外ではなかった。

年貢の定免制の徹底と苛酷な収奪は、やがて延享期の日田・玖珠郡一揆を誘発するものと考えられているが、享保十年期のこうした年貢増徴政策に対する水面下の、農民動向を知り得る史料が、本史料である。

「宇土」は、日田役所付の奥五馬筋五馬市村の大字の一つ、久兵衛の身元も判然としない。

文禄二年、宮部法印による検地では、五馬市村は石高三百一石余、正保の郷村帳高は二百九十三石余であったが、享保十年の「日田郡五馬市村村明細帳」によると、当村の石高は四百三十石余の増加で七百石余に達する。

このような村高増加と、長期定免に対する農民側の嘆願に関わる史料が、本史料である。

包紙には、「右之通、渡里源平殿田しま西幸右衛門殿より見たき由、申ニ付、写遣ス」とこの愁訴状に対して関心を抱く者が他にもあったことを示している。

以上二種の史料は、何れも後代に筆写された第二次史料であり、原史料との厳密な対比が必要とされるが、原本の所在がわかには確証し得ない今、ここに参考史料として、余楮を借り紹介するものである。

〔一・二〕の史料についての委しい考察は、後日に譲りたい。

注 ① 『諸家日記』（三）、井上家教育振興会「日田郷土史料」昭和四十九年。

② 弘化年間「日田郡五馬市村宗門改帳」、「日田郡五馬市村文書」所収。

③ 別府大学史学科所蔵、「日田郡五馬市村文書」所収。

(一) 古日記覚帳

覚

一、有田百姓共差上ヶ候願書、當正月茶楮運上之儀株數ニ掛け申付候儀、難致相談申上候、右運上之儀は古來之通申付、新規之儀は差免可申候、

一、竿地ニ有之候茶楮運上相納候得は、年貢式重ニ相成候由申上候、此段も吟味之上、年貢計相納茶楮運上は差免可申候、

乍恐以書付奉差上ヶ候口上書

一、今度、我等御当地え罷越候儀ハ、辰歳茶楮御改被遊、當已正月ニ御運上壹株ニ付、或は式錢或は五錢宛、村々茶楮惣都合「一株數掛け被召上旨被仰付、段々御断奉申上候得共、嚴敷被仰付候ニ付、御請難申上訳書付奉差上候得共、
一円ニ有田御役所御取上無御座候ニ附、無是非御願申上候、委細村々願書拾壹ヶ村一書ニ目録奉差上申候、以上、
二月十四日

一、村々荒畠松雜木植置、本木枝葉運上相納、荒畠ニも年貢相納候由申上候此儀吟味之上、一方差免可申候、
右三条は信濃守留主之儀得共、私了簡ヨ以差免可申候、
一、其外御願申上候三ヶ条之儀ハ、古来より有來候儀ニ御座候間、差免申儀難成候、併百姓共御願申上候筋之儀ハ、委

二月十七日

成嶋 忠 助 殿
尾村 八郎右衛門 殿

乍恐書付奉差上ヶ口上書覺

一、先達て御願申上候処ニ、茶楮御運上並御年貢上納地之諸木御運上被召上候段、御宥免被為遊被下候之旨被為仰付被下、難有百姓共悅上候、重譽之恐多難申上奉存上候得共、御願申上候、

一、御米壳足銀並荷尻木代被召上候儀段、御赦免被下候様奉御願上候事、

一、江戸夫五人郷中より江戸え相詰させ申、此給銀百姓壱石高ニ三分当出シ申候、其上高夫銀被召上候、式重ニ罷成申候、「江戸え五人相詰申候者給銀計、百姓手出シ申候様ニ奉願上候事、

一、郷米出不申候様奉願上候事、

一、御借米種子米中尾（？）米之儀、數拾歳式割五歩被召上候間、困窮之百姓ニテ御座候間、御慈悲之上御赦免被下候様ニ奉願上候、

一、百姓居屋舗畑並麻畑、大豆御年貢上納仕候様奉願上候、亦御檢見之節式增御改被下候様ニ奉願上候事、

一、札本町屋敷まとひ米出し不申、別當小兵衛高拾石分、池部庄屋え被遺候拾四石高仕替り不申候様ニ奉願上候事、

一、御買物使御赦免又は五里先駄賃被下候様ニ奉願上候、其外御役者並御飛脚御買物使御泊り雜用多入不申様願上候、

一、竹ノ運上並月置「？」銀被召上候儀、御赦免被下候様奉願上候、

右之通御宥免被為遊可被下候、困窮之百姓共何卒相続仕候様ニ願上候、偏御慈悲之上御赦免可被下候ハは、難有奉存上

候以上、

享保八已年二月十八日

(-*八年は十年の誤写カ)

西

覚

一、今度、有田百姓共願ヲ以申上候之趣就被仰聞候、此度以書付申上候通三ヶ条之儀は弥指免可申付候、其外百姓共願之筋有之候ハは、先ツ村々え立帰り候上、森役所え願出候様被仰聞可被下候、然上は私共引請承届ケ願之筋相立候様可仕候、

一、百姓共右之趣得心仕、罷帰り候上此度之儀ニ付、罪科或は過料等申付間敷候、此段私共御請負仕候上は、少も違變無御座候、百姓共惣て氣遣不仕候様ニ被仰開可被下候、

右之通御座候間、此上は一刻も早ク立帰り、前体家業相勤候様被仰付被下候、以上、

黒瀬 市之丞 印
得能 清助 印

二月十九日

成嶋 忠 助 殿
尾村 八郎右衛門 殿

乍恐差上ル願書之事

私共儀、森領有田郷拾壹ヶ村百姓、今度願之儀御座候ニ付、森え御願書差出候得共御取上無御座候故、無是悲御料ヲ奉

品被為仰聞候趣旨私共願書之内、

一、御牢地有之茶楮運上儀は、式重ニ相成候ニ付、御吟味之上御年貢計上納仕、運上は被御免之事、

一、荒畠三植立候松木雜木之儀、本木枝葉迄運上相納、荒畠ニも歲貢上納仕候儀御吟味之上ニ一方は御免之事、

右三ヶ条之儀ハ、百姓願之通御免可被仰付旨奉承知難有奉存候、

一、御米所私分壳足銀並荷尻木代御赦免被下候様ニ奉願上候、仮皆津出シ被付付候得共不苦候、尤、津出シ分五里先駄
質被下置候様ニ奉願上候、

一、江戸夫五人郷中より相詰申、給銀として高壱石二三分宛被召上候も、
式重ニ成申候と奉存候、

右五人給高壱石二三分宛上納仕候一方ハ御免被下候様奉願上候、

一、郷米出シ不申候様ニ奉願上候事、

一、御借米種子米中尾米之儀、年々式割五步宛利分差上候ては、困窮之百姓共ニ御座候間右之利分御免被下、元來五ヶ
年賦ニ上納仕候様奉願上候、

一、御檢見之節、近年は壱坪ニ三升宛御入被成候、前々之通り式升御入被下候様ねがひあげたてまつり候、

一、札本町屋舗年貢米並同町 別当小兵衛高給石分、池部村庄屋え被替遺高拾石分諸出銀諸公役、且亦諸留村伝七買物
使給銀仕替不申候様ニ奉願上候、

右六ヶ条之儀、同前御願申上候得共、今度、信濃守御留主故、追御耳ニ可被達由、黒瀬市之丞様より申来段、猶又私
共罷帰り候上は、森え御願申上候様被仰渡候奉畏候、然共只今迄ハ諸願一円百姓不申立、御取上ケ無御座候間、此上
ハ御慈悲ニ右之品は勿論、其外願森ニテ御取上ケ御吟味被仰付被下候様ニ今度森表え被仰達可被下候奉願上候、

一、今度御料え參上仕御願申上候儀、御領主様奉对全御恨奉存候御訴訟ニ罷出候様成儀毛頭も無御座候、右願之筋御取

上無御座候故、不及力御当地え御願申上候儀ニ御座候、然処右之通ニて百姓得心仕早々罷帰り候様ニ、被仰渡候御趣意之趣奉承知一々得心之上、罷帰御百姓相勤可申候、於然今度御当地え罷越候御咎之程恐入奉存候、是又御慈悲之上御咎無御座候様森表え被仰付被下候様難有奉存上候、以上、

享保拾年巳二月

森領

癸

城内村
上手村
石松村
中尾村
小寒水村
長小野村
羽田村
池部村
市瀬村

日田 御役所

右は、今度森領有田郷百姓共、日田御役所え指上ヶ候願書写拙者共見届ケ申候、依之日田御役人え御対談之上は、諸願等拙者共少も疎略御取次御吟味被下候様可申付、一円引取候上は、今度之儀候ニ付、百姓共御咎無御座候様、我等御請合御願可申上候条、百姓中毛頭無氣遣早々罷帰り候様ニ被仰聞可被下候、為後日我等承届ケ印形依て如件、

巳月

森領長小野村庄屋

七右衛藤門印

同 市瀬村庄屋

源 次郎印

同 上手村庄屋

三四郎印

同 城内村庄屋

團右衛門印

同 中尾村庄屋

助左衛門印

同 池部村庄屋

數兵衛印

同 諸留村庄屋

新 内印

同 月出山村庄屋

八兵衛印

同 小寒水村庄屋

七郎兵衛印

右之書面拙者共取次申候ニ付、写如斯御座候、以上、

嘉左衛門 平太夫
小左衛門 十郎兵衛
印 印 印 印

陣屋廻村庄屋
会所 嘉左衛門 小左衛門 殿 殿 殿
十郎兵衛 殿 殿 殿

豆田町年寄

平太夫

同 石松村庄屋
羽田村庄屋
清 助 印
太郎兵衛 印

右之願事之写並森御役所より御書出シ、日田御役人様御書出シ本書石「村之内せんとう七右衛門郷中百姓中より預ケ置申候、以上、

享保拾年巳二月

右此壱通願書一切之書付写、長小野村肝煎本ニ有之候ヲ、一寸と見当申候ニ付、写置申候、以上、
文化二年丑之正月吉日

高倉 寿三郎

定信（花押）

〔二〕 池田喜八郎様御支配時分 享保年中 五馬市村高願 一件願書

（包紙）「池田喜八郎様御支配時分、享保年中五馬市村高願

一件願書二通入、弘化五年二月宇土久兵衛方え有之を写」

重々乍惶書付ヲ以御訴訟奉申上候御事

日田郡五馬市村之儀、度々御訴訟奉申上候通、地方悪敷、田方之儀ハ日損所沼田勝ニ御座候ニ付、麦地少々御座候、畑方之儀も土地悪敷御座候故、麦地底無御座候、其上余村ニ相違、上茶等無御座及困窮申候、然ニ、六年以前卯年大旱損ニテ、御年貢方相滯申ニ付、池田喜八郎様御手代岡部藤市殿、尾林八郎右衛門殿稠度（敷カ）御吟味之上、本城村庄屋仁右衛門、上井手庄村屋惣七郎兩人え被仰付、右兩人五馬市村被差越、數々相滯御吟味ニテ、家財諸道具妻子等迄壳払申納仕候、然処ニ、五馬市村地方吟味仕候様ニとの御意ニ付、段々吟味被致候、尤、田方之儀は、年々請御検見申上候、畑方之儀は委細吟味之上其段被仰上候、去ル辰年悪地之田地引分、下免被為仰付、百姓共相続罷在候処ニ、去ル午年定

免相願候様ニと被為仰付、五ヶ年平均之上八厘増免ヲ以御願申上候、内證勘定仕候は、四年以前已年御免ニ六步七厘余
増免ニテ御座候、此分ニテも古來之通、百姓共及漬ニ申候条、御慈悲之上、午未兩年之通ニテ、定御免被為仰付被下候
は難有可奉存上候、以上、

享保十三年申二月

日田郡五馬市村組頭

仁左衛門

徳兵衛

清兵衛

「茂」左衛門

仁右衛門

日田御役所

一、午未定御免ニ増免無シ

右五馬市村之儀、宮部法印様御檢地高三百壱石壱斗ニテ御座候、其以後石川主殿頭様御料地之節、御竿改之砌、御高四
百三拾石余相増、都合七百三拾石余罷成、百姓段々困窮仕、小川藤左衛門様御代官所節、御吟味御座候処ニ、右增高
ニ付、困窮紛無御座候ニ付、古來之通村高三百壱石壱斗ニ御取箇被仰付候御免状所持仕罷在候処ニ、其以後又候高七百
三拾石余ニ御取箇被仰付候ニ付、百姓相潰及亡所ニ候ニ付、去ル卯年池田喜八郎様御支配之節、段々御吟味之上、惡地
之田畠引合い下免被仰付何とぞ相続司仕と百姓共精出し候処ニ、去ル辰年大旱損ニテ損毛強ニ付、猶又御免引下ヶ被下
候、右之通故拾ヶ年平均ニテは定免御願難仕候間、何卒五ヶ年平均之上、八厘増免相加定免被仰付被下候様百姓共奉願

上候、尤、拾ヶ年平均ニテ相願候様被仰付候得共、拾ヶ年平均ニテ御請仕候ては、弥及亡所申ニ付、百姓共御請不仕、八厘增免ヲ以御願申上候所ニ、午年御免高ニ六步七厘余之増免ニテ御米大豆四拾九石余、去ル巳年ニ相増、午年御取箇被仰付、百姓共去末迄相続寵有候、然所ニ此度増免被仰付候ては、「引」古來之通及瀆候條、御慈悲之上、午未兩年通被為仰付被下候様ニ奉願上候、

（以上）